

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱

〔令和8年5月18日付医薬発 0518 第1号医薬局長通知〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業では、継続的な生涯教育に活用可能な研修資材等を作成することにより、

- ・更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図ること
- ・地域における専門性の高い薬剤師の育成及び薬局と医療機関等との連携体制構築に向けた取組

を通して、患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 生涯教育の継続的な実施体制の整備

薬局において発生するカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）は、薬剤師をはじめとする薬局従事者の安全・健康に深刻な影響を及ぼし、適切な薬学的管理の実施や地域住民へのサービス提供を妨げる要因となることから、薬局業務において想定されるカスハラの種類や事例を体系的に整理し、薬局従事者が統一かつ適切に対応できるよう、薬局薬剤師が安心して専門業務を実施できる環境整備につながるマニュアルを作成し、周知すること。

(2) 対人業務の充実等に向けた専門性の高い薬剤師の養成

高齢者に生じやすいポリファーマシーについて対人業務の充実を図るため、薬剤師の資質向上を目的とした研修プログラムを実施すること。具体的には、例えば、患者が服用中の薬剤について継続的かつ一元的に把握した結果、薬剤の調整が必要と認められた場合に、服薬状況等を含む総合的な管理及び評価を行った上で、処方医に対して適切な調整提案を行うまでの一連のプロセスを実践できる能力の習得を目指すような研修プログラムを、薬剤師を対象に実施すること。なお、研修プログラムは、加齢に伴う薬物動態の変化、抗コリン作用等を考慮した高齢者特有の処方適正化、老年期に罹患しやすい疾患等、老年期における薬物療法において必要となる知識の修得に関する項目を含むものではないこと。また、実施にあたっては、老年期における

薬物治療に関して十分な実績を有する学術団体と緊密に連携すること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師の資質向上等に資する研修事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師の資質向上等に資する研修事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 実施期間

法人採択日 ～ 令和9年3月31日

本事業は、厚生労働省と協議を行い、厚生労働省の承諾を得たうえで実施すること。